社会福祉法人なぎ 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なぎ(以下「当法人」という) 定款第21条の規定に基づき、 役員(理事及び監事)(以下「役員等」とする)の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等のうち、常勤役員に対しては報酬等を支給する。但し、当該常勤役員が当法人の職員を兼ね、川崎愛児園給与規程に基づく給与を支給されている場合は、本規程は適用しない。

(報酬及び諸手当)

- 第3条 常勤役員に対しては報酬及び通勤手当を支給する。
- 2 報酬は年俸で決定し、12で除した額を通勤手当と併せて毎月支給する。
- 3 報酬の額は、理事会の決議を評議員会に提案し、評議員会の議決により決定する。
- 4 通勤手当は、川崎愛児園給与規程の規定に準じてこれを支給する。
- 5 期末勤勉手当(賞与)は支給しない。
- 6 退職手当は支給しない。

(旅費等の支給)

第4条 役員等が職務のため出張をしたときは、川崎愛児園旅費支給規程に基づき、園長の基準 に準じて旅費(交通費、宿泊料、日当)を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。(改正)